第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 33　まつうら」を「PM 33　まつうら　PM 34　ちくご」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十二年八月二十日から、第二条の規定は平成二十二年九月十四日から、第三条の規定は平成二十二年十一月五日から、第四条の規定は平成二十二年十二月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百二十五号

鳴瀬川水系鞍坪川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第百二十六号

鳴瀬川水系竹林川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

○関東地方整備局告示第三百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1)　登録年月日　平成二十二年七月二十日

(2)　登録番号　関東地方整備局長　24

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　イーハウス建築センター株式会社

(4)　住所　東京都千代田区外神田三丁目2番14号

(5)　代表者の氏名　中里　敏夫

(6)　登録の区分

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区外神田三丁目2番14号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　中川　一、戒田　洋、中嶋　一徳、大森　勝海、北村　眞治、石井　清隆

(9)　役員の氏名　中里　敏夫、釣賀　保郎、小林　隆夫、中川　一、大森　勝海、麻場奈々子

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　中川　一

(11)　評価の業務を行う区域　茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市中川区一色新町三丁目七二〇番一から同市中川区江松三丁目一一一番まで	前	二五・三〇～三四・八〇メートル	〇〇・一六五キロメートル
	後	二五・三〇～三六・七五メートル	〇〇・一六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市中川区下之一色町字権野二七番一から同市中川区江松五丁目一一七番一まで	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月六日

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	西条市北条七六一番五地先から同市玉之江五一六番二まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
〃	西条市今在家三二六番一から同市小松町新屋敷字三ノ坪甲一一五三番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年八月六日

○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡余市町栄町一六七番から同町栄町二一二番一まで	前	八・〇〇～三〇・六九メートル	〇・二八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一二・五〇～三一・四九メートル B　一六・七七～二六・七六メートル	A　〇〇・二八五キロメートル B　〇〇・三一四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部